

記者発表（資料配布）（本紙を含めA4：2枚）			
月／日（曜日）	担当部署名	電話番号	発表者名
平成25年3月25日（月） 午後3時00分	教育委員会 教育課企画総務室	0790-82-2424	室 長 尾崎文昭 （副室長 衣笠 修）

【平成21年台風9号災害】災害遺児に対する「就学・生活支援金制度」を拡充

町では4月から、平成21年8月台風9号災害によって保護者を亡くした災害遺児に支給する「就学・生活支援金制度」を拡充しますので、お知らせします。

本制度は、平成22年4月に災害遺児への就学費用を支援するため創設しました。このたび、対象者のうち2人が来春、高校卒業を迎えるにあたり、子どもたちの夢や目標実現へのさらなる支援として、支給期間の延長などを行うものです。

記

1. 主な変更・追加点

（1）支給期間を延長

「高校卒業まで」から、「大学や専門学校等に進学した場合、22歳までの4年間」に延長します

（2）就職支度金を新たに支給

中学、高校等を卒業後に就職する場合、就職支度金を支給します

2. 支給金額

■現行

・高校等まで 月額20,000円 入学支度金80,000円

■平成25年4月以降

・高校等まで 月額20,000円 入学支度金80,000円

・大学等まで（22歳までの4年間。2年制の場合は2年間）

月額20,000円 入学支度金80,000円

・中学・高校等卒業後に就職 就職支度金80,000円

3. 対象者

5人

内訳／町内3人（高校2年生2人、高校1年生1人）

町外2人（高校1年生1人、小学3年生1人）

4. 庵迺町長が町内対象者に改正内容を直接説明

庵迺典章町長が3月26日（火）夕方に町内の対象者を訪問し、制度改正のご案内（別紙参照）を手渡し、激励する予定です。

(別紙)

町政史上、経験したことがない大惨事となった平成 21 年の台風 9 号災害から、早や 3 年以上の月日が流れました。皆様におかれましては、その間、様々な苦難を乗り越えながら、日々をお過ごしになられたことと拝察いたします。

町では、創造的復興を成し遂げるために、「佐用町災害復興計画（きらめきプラン）」を策定し、その実践のために、国や県のほか、町内外の多くの皆様からの様々なご支援を受け、町職員、町議会、そして地域の皆様とともに全力で取り組んでまいりました。今後も引きつづき、災害に強いまちづくりと創造的復興を目指し、最大限努力する所存でございます。

さて、この災害におきまして、現在、保護者のかたが亡くなられた皆様に、修学費用のご負担の軽減にと「就学支援金制度」を創設し、毎月・入学時に支援金をお受け取りいただいているところでございます。

本制度の創設からすでに 3 年余りが経過していることから、支給年齢の延長や就職活動への支援など、次のとおり制度を拡充させていただきます。つきましては、子どもたちの将来の夢や希望を実現する一助として、ご活用いただければと存じます。

記

【拡充内容の概要】

○入学支度金・就学支援金の拡充

現在の支援に加え、大学、高等専門学校、短期大学などに修学する場合は、満 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までのかたに対し、入学時には入学支度金を 80,000 円、修学支援として就学支援金月額 20,000 円をお受け取りいただくことといたしました。

○就職支度金の新設

中学校・高等学校などを卒業され、就職される場合は、就職支援金として 80,000 円をお受け取りいただくことといたしました。

平成 25 年 3 月

様

佐用町長 庵逄典章